

令和7年度 岩国市及び教育委員会への陳情事項への回答書

《全体》

1 「志高く豊かな心と生き抜く力を育む」の基本目標を達成するための教育環境の整備

- (1) 授業等において、一人ひとりの子ども達に目の届く教職員の配置体制の拡充を希望いたします。併せて、特別支援教育支援員等の支援員の増員をお願いいたします。

教職員数については、国及び県の基準に従って配置された教職員に加え、通級指導・日本語指導などの加配をいただいているところですが、来年度に向け、県に加配教員の増員を強く要望してまいります。

特別支援教育につきましては、県費の加配教員として通級指導 17 名、地域コーディネーター 2 名のほか、ひと学級の児童生徒数が多い学級に対し、2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）の配置があります。また、現在市費の支援員 48 名を配置しています。

日本語指導につきましては、県費の加配教員 7 名、市費の支援員 10 名を配置しており、きめ細やかな指導を進めております。

さらに、教職員の負担軽減のため業務アシスタントを 26 名配置しております。

しかしながら、多岐にわたる教育課題に対応するにはまだまだ不十分であり、今後、国や県に対し、さらなる拡充を要望するとともに、引き続き特別支援教育支援員等の増員についても要望してまいります。

(学校教育課)

- (2) スクールカウンセラーの勤務日数及び勤務時間の増加並びにスクールソーシャルワーカーの増員を希望いたします。

令和7年度も「山口県スクールカウンセラー活用事業」により市立の全中学校（14校）と全小学校（28校）に7名のスクールカウンセラー（以下、SC）を配置しています。平成29年度より配置の方法が中学校区に一括派遣となったため、小中連携の視点から各校への配置時間を必要に応じて弾力的に運用することが可能になりました。本年度の岩国市への派遣総時間数は、3060時間となっており、昨年度に比べて404時間増えています。そのほかに緊急対応が必要になった場合には、市の予算で緊急にSCを95時間分派遣する体制を整えています。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、岩国市では平成26年度から国・県の補助事業として予算を計上し、令和7年度も8名のSSWを配置し、計666時間分を確保し、困難な事案に対して学校を通じて各家庭へ派遣しているところです。複雑な家庭環境等課題を抱える家庭への支援に向けてSSWの介入は重要であり、市教委といたしましても学校との情報共有を行いながら、早期の支援を行っています。

今後もSC・SSWの勤務日数・時間の十分な確保に向けて、状況を踏まえながら引き続き対応してまいります。

（教育センター）

2 学校関連予算の拡充

- (1) 各学校に対する予算配当額の増額を希望いたします。各学校においては学校施設及び児童の活動や環境整備の為に必要な支出を各PTAが捻出している現状があります。今後のPTA任意加入問題や支出内容等の検討を進めていくためにもよろしくお願い致します。

限られた市全体の歳出予算の中で、これまでも教育予算の確保には努めてきたところでありますが、今後におきましても必要な教育予算につきましては、確保をしていきたいと考えております。

（学校教育課）

3 学校施設の整備充実

- (1) やまぐち型地域連携教育の中心的施設であり、災害発生時の避難所並びに避難場所としての学校施設の整備充実をお願いいたします。特にトイレの洋式化では全国の平均値を大きく下回っており、幼稚園や保育園、各家庭の多くが洋式トイレとなっている現在、低学年においては不登校の原因であったり、トイレを使用することを我慢することで体調不良となる事例も見受けられるなど、切実な問題となっています。早急な対応をお願いいたします。

学校施設のトイレ環境の整備については、現在、“トイレ改修事業”と“トイレ簡易改修事業”の二つの事業を組み合わせ、すべての市立の小・中学校において、順次、トイレ環境の改善と洋便器化を進めています。

令和6年度には、小中合せて4校において、トイレ改修事業による大規模改修を実施し、また、のべ23校においてトイレ簡易改修工事を実施しており、この結果、令和7年4月時点での洋式化率は、58.3%となっています。

今年度も、小中合せて、4校のトイレ改修事業とのべ20校のトイレ簡易改修事業を予定しており、計画どおりに事業が進めば、今年度末には、洋式化率は、66%程度になる見込みです。

なお、今年度から簡易改修事業の洋式便器についても、温水洗浄便座を有したもので整備を進めています。

各学校からの整備に関する個別の要望についても、施設の状況を踏まえ、学校と十分協議を重ね状況把握に努めながら、逐次進めています。

(教育政策課)

- (2) 市内小中学校施設においては、建築後数十年を経過したものが数多くあり、校舎等の老朽化対策が大きな課題となっております。子ども達の安全確保はもちろんのこと、災害発生時には地域の避難所並びに避難場所として期待される公共施設でもあります。地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策への計画的な予算確保をお願いいたします。

市内の学校施設については、学校施設の全体の状況を把握し、中長期的な視点に立って長寿命化を計画的に行うために策定した「岩国市学校施設長寿命化計画」に基づき、改築や長寿命化改修を始めとした抜本的な対策や、改築等に至るまでの間においても、施設の老朽化による学校運営の支障となる不具合を解消するための大規模改修を行う等、計画的に事業を進めています。

現在、長寿命化計画に基づき、1校の屋内運動場の改築事業を進めており、また、校舎や屋内運動場の不具合（雨漏り等）の解消を目的に2校の大規模改修を進めています。

さらに、学校統合に関連して1校の学校施設の設計業務を行っているところです。

今後も、安全、安心な学校環境を整備するために必要な予算の確保に努めてまいります。

(教育政策課)

4 通学路の危険箇所等の把握及び改善

児童生徒の登下校については、岩国市道に限らず各学校指定の通学路を使用しております。また、本年4月に道路交通法改正案が可決され、近い将来に電動キックボードの車道及び歩道で無免許での通行可能となることから、これまでよりも通学路での登下校が危険になることは明白です。

通学路の中には、歩車道の区別もない交通量の激しい道路や、歩道とは名ばかりで非常に狭く尚且つ車道の反対側に逃げ場もない道路など、危険箇所がありながらやむを得ず通学路に指定している箇所もございます。

毎年、岩国市通学路安全推進協議会を開催していただき、各道路管理者から危険箇所の改善状況等についてご説明をいただいておりますが、各学校との連携を密にいただき、危険箇所の把握と更なる改善をお願いいたします。

併せて、岩国市道以外の道路についても各道路管理者に対して、児童生徒が安全に通学できるための措置を速やかにとることを要望していただきますようお願いいたします。

平成24年度より、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等で構成する岩国市通学路学校安全対策協議会を開催し、小中学校における通学路の危険箇所の抽出及び意見交換を行い、危険箇所の共有化を図るとともに合同点検を実施しております。

今年度においては、各学校から39件の要望が挙げられ、7月28日に開催した協議会で、関係機関と情報共有を図り、8月下旬には、関係機関と合同で現地調査を実施しております。

令和6年度以降の実績としましては、道路標示の更新や横断歩道のカラー化など、継続中の箇所を含め14か所で対策を行っております。

また、平成28年度から通学路での街灯設置要望に基づき、照明灯の設置事業を実施しており、令和6年度においては、市内3か所で3基の照明灯を設置しました。

引き続き必要な区域への整備を図ってまいりたいと考えております。

(学校教育課)

5 地域への部活動移行への対応

また、教員の働き方改革も叫ばれる中、国の方針として部活動における顧問担当を教員から地域の指導者へ委嘱する方針が打ち出されました。また、各学校においては生徒数の減少から教員配置数も同じく減少する傾向にあります。

コミュニティ・スクールの取り組みを行っている岩国市においては、外部指導者制度が導入されましたが、複数人の指導者が見つかる部活もあれば、地域によっては対象となる指導者が一人もいない現状があります。その部活においては廃部が前提となる話をするようになります。また、部活動指導員制度の中では資格を持たない指導者では、児童生徒は活動中の怪我や活動への登下校の際に現状の独立行政法人スポーツ振興センターでの保険が適用されず、別途保険に加入する必要があります。

中学校のみならず小学校を含めた、さらなる部活動指導員の拡充と部活動指導員が見つからない期間中の該当部活動が困窮することのない様対応をお願い致します。

令和6年4月から部活動地域移行コーディネーターを1名配置し、市立中学校や各スポーツ・文化の競技団体・協会等関係者と課題の洗い出しや、中学生のスムーズな地域移行に向け、協議を重ねています。

7月には、第6回岩国市中学生文化スポーツ活動推進協議会を開催し、部活動の現状や今年度の取り組み、地域クラブの認定基準を示し、意見をいただいたところです。

また、8月より参加団体を募り、運営に必要な経費を試行的に助成し、活動内容や団体収支等を検証する実証事業を行っています。

今後も引き続き、これらを基に地域クラブの認定を行いながら、児童生徒及び保護者に対し、部活動改革についての情報発信や地域クラブの情報提供を中心に行ってまいります。

(学校教育課)

6 発達障害等が原因で不登校になる子どもへの対応

ここ数年で、様々な理由で不登校になる児童が2倍近くになっているという統計があります。また、年々発達障害を抱える児童が増加しています。発達障害を抱える児童は、学校生活に上手く馴染めず、学校が楽しくなくなり引きこもり状態に陥り、欠席が多くなります。そのため、発達障害を抱える多くの児童は、放課後等デイサービスを利用して専門的な療育・支援を受けています。児童の中には学校より放課後等デイサービスに行くほうが楽しいという児童もいます。しかし、学校へ通わないと出席扱いにならず、放課後等デイサービスに通所しても出席扱いにはなりません。保護者の中には、放課後等デイサービスに通所することで出席扱いにしてほしいという声もあります。

そこで、保護者や児童を守るためにも、児童が放課後等デイサービスに通所した際は、出席扱いにできるように早急なご検討をお願い致します。

不登校、とりわけ発達障害等が原因で学校や教室に行きづらい児童生徒は年々増加しており、不登校対応の多様化や個別最適化が求められています。

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の出席の取り扱いについては、近隣の大竹市や和木町、柳井市などの実践事例も踏まえ、文部科学省が示している出席扱い等の要件（4要件）や民間施設についてのガイドラインをもとに、要望実現に向けて調査研究や条件整備を進めているところです。

今後も「誰一人取り残されることのない教育の推進」に向けて、不登校児童生徒の居場所づくりや学びの保障に向けてさらに取り組んでまいります。

（青少年課）